

# 無償独占の堅持と国税庁に対する要望

【無償独占の堅持に向けて】

国税庁は税理士の要望を受け入れる方向で検討しています。

次は、税理士が前向きに電子申告に取り組む番です。

税理士が取組まなければ、将来的にどうなるでしょうか？

**税理士の無償独占は、果たして堅持できるのでしょうか……？**

【日税連が国税庁に要望した改善事項】

税理士の電子署名のみによる電子申告の実施（納税者の電子署名省略）

別添書類の縮小・廃止（税理士事務所による書類保存）

電子申告控除等を含めた、各種インセンティブの付与

# 日税連による電子申告の数値目標

【電子申告の数値目標（日税連設定目標）】

レベル	状態	目標
レベル0	何もしていない	
レベル1	電子証明書を取得している	税理士会員の100%
レベル2	開始届出書を提出している	税理士会員の70%
レベル3	e-Taxで申請を行っている	税理士会員の50%
レベル4	e-Taxで自身の申告・納税を行っている	税理士会員の50%
<b>レベル5</b>	<b>e-Taxで顧客の申告・納税を行っている</b>	<b>税理士会員の50%</b>

【参考・オンライン利用率の目標（国税庁設定目標）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国税関係各手続(48手続)	2%	3%	8%	22%	<b>50%</b>

「平成22年度までに、税理士の50%が電子申告を実施していること」が税理士に課せられた目標です。